

# お知らせ

## ◆平成27年度学校給食費の助成について

### 教育委員会学務課

学校給食は保護者からの給食費と市の財政負担によって運営してきましたが、平成27年度は、市が負担を行っていた部分について国の少子化対策給付事業（学校給食費助成）を活用することになりました。この事業の助成を受けるためには保護者から「申請書兼委任状」の提出が必要となります。

「申請書兼委任状」は学校から配布がありますので学校が定める日までに学校へ提出をお願いします。

なお、要保護児童生徒の保護者は除きます。

【問合せ先】石垣市教育委員会学務課  
0980-831-0355

## ◆平成27年度農林水産物流通条件不利性解消事業のお知らせ

### 沖縄県流通政策課

沖縄県では、県産農林水産物の県外出荷に係る輸送費補助を実施しております。対象者は、農協、漁協、任意組合等の出荷団体。補助金の申請受付期間は、5月25日（月）から6月22日（月）まで。5月22日（金）午前10時から沖縄県八重山合同庁舎での説明会を予定しております。

【問合せ先】  
沖縄県流通・加工推進課  
098-866-2255

沖縄県八重山農林水産振興センタースタッフ  
0980-821-3043

## ◆平成27年度児童・生徒派遣費補助事業説明会

### 教育委員会総務課

【日時】平成27年5月11日（月）17時30分  
【場所】健康福祉センター 健診ホール  
【備考】その他詳細については、石垣市教育委員会総務課のホームページをご覧ください。

【問合せ先】石垣市教育委員会総務課  
0980-871-5076

## ◆無料法律相談のご案内

### 市民保健部市民生活課

日常生活の法律問題（土地家屋、金銭貸借関係、遺産相続、離婚等）について、弁護士による無料の相談を行います。

【相談日】毎週水曜日（但し、「祝日、年末年始、慰霊の日」を除く）  
【時間】午前9時30分～正午まで  
【受付時間】9時～11時30分  
【相談会場】15分～30分程度  
石垣市役所 3階市民相談室

### ◆対応弁護士

◆弁護士 安里 剛 ◆弁護士 屋嘉宗浩

※ご相談に際して資料をお持ちの場合はご持参ください。

※当日は、入口に整理券を準備しておりますので各自お取りになり、お待ちください。

【問合せ先】石垣市市民保健部市民生活課  
0980-821-1253

## ◆春の全国交通安全運動

### 石垣市防災危機管理室

【期間】平成27年5月11日（月）～同年5月20日（水）  
【スローガン】「ひとりでも まもるよやくそく みぎひだり」

【運動の基本】  
●子供と高齢者の交通事故防止、運動の重点  
●自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）  
●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
●飲酒運転の根絶、地域重点（沖縄県独自の重点）  
●二輪車の交通事故防止（特に、若年者を含めたマナーアップの推進）

飲酒運転をしない、させない、許さない！  
家庭、職場、地域から飲酒運転の根絶！

【問合せ先】石垣市防災危機管理室  
0980-871-5533

## ◆督促状を発する際の手数料徴収について

### 石垣市水道部

石垣市水道事業給水条例の改正に伴い4月使用分（5月検針分）の料金から納付期限内に、納付のないお客様に対し、督促状を発する際に督促手数料として、100円を徴収させていただきますこととなりました。

ご理解とご協力をお願いしますとともに水道料金の納期内納付をお願いいたします。

【問合せ先】石垣市水道部  
0980-831-4043

## ◆2015年度沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」事業のご案内

### 市民保健部市民生活課

「平和で活力に満ち潤いのある沖縄県づくり」に貢献する女性リーダーの育成および資質の向上を図ることを目的として、本県女性を海外へ派遣しています。

現在、決定している今年度の概要は次のとおりです。

詳細については、決定次第、広報いたします。及び石垣市ホームページに掲載します。

【研修地】マレーシア

【人数】石垣市は2名派遣予定

【海外研修日程】平成27年10月5日（月）～10日（土）

※その他、事前研修の予定あり

【海外研修参加費用】25万円程度（費用の半分を上限とし、予算の範囲内で市が助成します）

【問合せ先】石垣市市民保健部市民生活課  
0980-821-1253



# 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

障がい福祉課 0980-82-9947

平成27年4月分より  
手当額（月額）が改定  
になります。

	平成27年3月まで	平成27年4月から
特別障害者手当	月額 26,000円	月額 26,620円
障害児福祉手当	月額 14,140円	月額 14,480円
経過的福祉手当	月額 14,140円	月額 14,480円

※年4回の支給で、受給者本人の口座へ振り込まれます。

5月支給：2月～4月分  
8月支給：5月～7月分  
11月支給：8月～10月分  
2月支給：11月～1月分

**特別障害者手当** 在宅の障害者に対し、著しく重度の障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給し、重度障害の福祉の増進を図るための制度です。年齢が20歳以上で、在宅で生活しており、重度の障害により日常生活において常時特別な介護を必要とする方です。

**障害児福祉手当** 在宅の重度障害児に対し、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給し、重度障害児の福祉の増進を図るための制度です。年齢が20歳未満で、在宅で生活しており、重度の障害により日常生活において常時特別な介護を必要とする方です。

**福祉手当（経過措置）** 在宅の障害者に対し、旧法に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者の対し支給し、重度障害の福祉の増進を図るための制度です。旧制度で福祉手当が受けられる方が該当します。新規該当はありません。